

債権者各位

令和 7 年 12 月

破産管財人からのお知らせ  
(処分取消訴訟の結果と今後の進行について)

破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外  
破産管財人 弁護士 内田 実

これまでに報告しているとおり、当職は、令和 3 年 4 月 14 日、神田税務署による更生の請求（税金の還付）を認めないと通知処分の取消しを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しましたが、令和 5 年 2 月 21 日、この訴えを棄却する判決がなされたため、これを不服として令和 5 年 3 月 6 日に東京高等裁判所に控訴を提起しました。

東京高等裁判所では、全 17 回の期日が開かれ審理が重ねられたのですが、大変遺憾ながら、令和 7 年 10 月 30 日付で当職の控訴を棄却する判決がなされました。

当職は、最高裁において結論を覆すことができる可能性、上告及び上告受理申立てにかかる費用及び期間、すでに破産手続開始から 7 年もの期間が経過していることなどを総合的に勘案し、破産裁判所とも協議のうえ、上告及び上告受理申立てをしないことと致しました。

これにより、当職の通知処分の取消しを求める請求が認められないことが確定し、訴訟は終結致しました。

今後の進行としては、令和 8 年 2 月 25 日（水）の第 12 回債権者集会において上記の結果をご報告のうえ、破産裁判所の許可を得たうえで、当職が管理する残りの破産財団を原資とした最後配当を実施する予定です。ただし、破産財団の大半を原資とした中間配当を実施済みですので、最後配当の配当率は非常に低い数値になる見込みです。最後配当の配当率及び配当金の額は、第 12 回債権者集会の後に確定することから、集会後に郵送にてお知らせしますので、お待ちいただければと存じます。

以上